

定 款

一般社団法人
画像診断研究・振興・普及協会

平成22年2月21日 作成

一般社団法人画像診断研究・振興・普及協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人画像診断研究・振興・普及協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、画像診断の研究や支援を通して画像診断の普及を図る活動を行い、もって学術及び科学技術の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 画像診断の研究開発事業およびその研究成果の臨床応用を支援する事業
2. コンピュータやネットワークによる画像診断支援技術の研究開発事業及び臨床導入を支援する事業
3. 画像診断支援技術を用いた画像診断を提供する事業及びそれを支援する事業
4. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 日本医学放射線学会の正会員である者で、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。この会費は、一般法人法第27条に規定する経費とする。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第9条 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「正会員名簿・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「正会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の正会員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「正会員名簿・賛助会員名簿」に記載した住所又は正会員及び賛助会員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(任意退会)

第10条 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行

為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 半年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名

- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、2名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第25条 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第29条 理事及び監事の報酬および賞与その他の職務上の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名若しくは記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前

日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、一般法人法第148条第3号から第7号までに規定する

事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、東京大学に贈与するものとする。

第12章 附 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年12月末日までとする。

(設立時役員等)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	林 直人
設立時理事	大友 邦
設立時理事	増谷 佳孝
設立時代表理事	林 直人
設立時監事	吉川 健啓

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	東京都江東区大島8丁目28番5-1705号
	氏名	林 直人
	住所	埼玉県さいたま市南区内谷5丁目10番1号401
	氏名	大友 邦
	住所	東京都文京区根津2丁目1番10-1103号
	氏名	増谷 佳孝

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人画像診断研究・振興・普及協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人行政書士鈴木康徳は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成23年2月24日 修正

社員	林	直人
社員	大友	邦
社員	増谷	佳孝
監事	吉川	健啓